

平成28年12月28日

申入書

原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会 御中

仲介委員 田中俊充 殿

仲介委員 植村京子 殿

仲介委員 松本佐弥香 殿

申立人ら代理人弁護士 栗谷しのぶ

同復代理人弁護士 尾谷恒治

同 丸山輝久

同 水橋孝徳

同 清水卓

同 荒谷淑恵

同 伊藤一星

同 江口智子

同 亀岡弘敬

同	小 海 範 亮
同	小 坂 誉
同	佐 藤 亮
同	園 部 秀 雄
同	竹 内 彰 志
同	戸 谷 景
同	永 来 知 宙
同	福 田 健 治
同	山 口 麻 梨 子
同	山 田 さ くら

当職らは、平成27年（東）第2250号和解仲介手続申立事件（当事者：申立人 西川峰城 外7309名、被申立人 東京電力ホールディングス株式会社、以下「本件栃木県北集団申立」といいます。）の申立人代理人です。

当職らは、本件栃木県北集団申立に関する原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」といいます。）の審理のあり方について、以下のとおり申入れを行います。

1 申立人らが本申し入れに至った経緯を説明します。

これまで、本件栃木県北集団申立については、5回にわたって進行協議期日が開かれ、審理が行われてきました。その中では、第1回進行協議期日（平成28年2月4日午後2時30分）前に、仲介委員から、申立人らが申立書において示した那須地区の放射線量に関するグラフについて、その根拠資料、算出方法等について提出を求められたほか、同期日において、仲介委員らから「本件の最大の争点は、那須地区における放射線量だと考えている」との考えこそ示されましたが、その後は仲介委員からは、本件の審理の争点の整理について仲介委員の見解が示されることはなく、当事者による主張立証活動に関する意見が出されることもありませんでした。4回にわたる進行協議期日では、その日までに提出された書面類の確認や、今後の書面提出のスケジュール確認、申立人目録の訂正等、専ら事務的な手続についての確認のみが繰り返されてきました。

申立人らや申立人代理人らは、このような仲介委員の態度に疑問や不安を感じてきました。そうした折、第4回進行協議期日（平成28年8月30日午後2時30分）において、田中俊充仲介委員長（以下「田中仲介委員長」といいます。）より「年内には審理を終えようと考えている」という発言がありました。突然のことに、申立人らも申立人代理人らも、驚きを禁じえませんでした。他方で、この期日において、仲介委員らから、本件の争点整理、和解の方針や当事者による主張立証の在り方について、何らかの具体的方針や見解が示されることは、やはりありませんでした。

た。

そこで、申立人代理人らは、平成28年12月26日午後3時からの第5回進行協議期日に先立って、同月9日に「申入書」(別紙1参照)を提出しました。その内容は、本件栃木県北集団申立について、①口頭審理を実施し申立人に対する直接の聴取を行うこと(以下「口頭審理」といいます。)、及び、②申立人・被申立人双方との間で和解にかかる個別協議の実施を求めるものです(以下「個別協議」といいます。)。①口頭審理については、同年2月4日に「今後の主張立証に関する申立人らの考え方について」(別紙2参照)を提出して以降、進行協議期日において繰り返し求めてきたものです。

ところが、第5回進行協議期日において、田中仲介委員長は、改めて当事者の意見を聴取することなく、仲介委員3名において協議した結果として、①口頭審理及び②個別協議のいずれも必要性がないことから実施しないと一方的に述べました。そればかりか、田中仲介委員長は、個別協議を必要ないとする具体的な理由を明らかにするよう1時間半以上に渡って申立人から求められたにもかかわらず、これを述べることもありませんでした。植村京子仲介委員(以下「植村仲介委員」といいます。)に至っては、期日を終結させようということを急ぐばかりで、申立人らの要望を検討したという姿勢すら見せず、期日を終了させました(このような植村仲介委員による期日の指揮は、期日の指揮は仲介委員長が行うとする和解仲介業務規定22条3項に反するものと考えられます。)

そこで、申立人ら及び申立人代理人らは、今後のセンターの審理のあり方について、申立人らとセンターの間の意見調整がなされることなく審理が進められていることに強い危惧感を感じ、今回の申し入れをするに至りました。

- 2 センターは、福島第一、第二原子力発電所事故(以下「本件事故」といいます。)により被害を受けた人々が東京電力に対して賠償を請求するにあたり、原子力損害賠償紛争審査会の和解仲介手続を実施するための公的組織として設けられました。

本件事故で被害を受けた住民ら一人一人が東京電力に対して損害の賠償を求めることは容易ではありません。裁判手続によらずに円滑、迅速、公正に賠償を求めることができる公的組織としてセンターが担うべき使命は重大です。

そして、和解仲介手続は訴訟手続とは異なるものです。仲介委員が申立人と被申立人の間に立って双方の立場を深く理解し、本質を理解することによって解決の道を探り、はじめて和解に至ることが可能になります。とりわけ複数の申立人が集団で共通する被害について申立てを行う集団申立の和解仲介手続においては、事案の複雑性や立証の難易、社会的影響力の大きさ、和解合意の困難性などに鑑みて、仲介委員と当事者とが和解の実現に向けてコミュニケーションを十分に図り、問題意識を共有していくことが重要です。実際に、センターにおける他の集団申立の審理においては、これまで、仲介委員が当事者双方による立証活動を踏まえて立証の補充を求め、争点に対する問題意識を和解案提示前に開示する等、柔軟な方法で和解の道が模索されてきました。申立人代理人には、原発被災者弁護団の共同代表をはじめ同弁護団に所属する者も少なくなく、センターにおける多数の集団申立に携わっています。また、福島県外において自主的避難等対象区域と同等の賠償が認められた宮城県丸森町筆甫地区の集団申立に携わってきた者もいます。センターがこれほどまでに当事者とのコミュニケーションを取らずにきたのは、これら集団申立に携わってきた申立人代理人において、一度たりとも経験がなかったことです。

- 3 ところで、口頭審理について、田中仲介委員長は、その必要性がないとする理由として、申立人らから多数の陳述書が提出されていることや個人票が書証として提出されていること等を挙げています。

たしかに、申立人は、福島県外である那須地区における原発事故の被害実態の立証に尽力すべく、申立人らが属する全世帯の個人票（甲102の1ないし同2311）、申立人の属性に配慮して作成した42件もの陳述書（甲91の1ないし同38、甲93の1ないし同4）、那須地区の状況がビジュアルで分かるようにするた

めに作成した「奪われた豊かな暮らし～栃木県・那須高原」と題するDVD（103）、原発事故当時の状況を客観的に把握するための新聞報道や那須地区自治体の広報など（甲31の1ないし34、甲60ないし62、甲76ないし77）を書証として提出してきました。

しかしながら、このような立証に向けた申立人の努力は、口頭審理を不要とするために行ってきたものでは決してありません。

申立人の中には、原発事故から約5年が経過した今でも、原発事故当時の状況を思い出し、苦しみを吐露する方が少なくありません。例えば、放射線量が高いことが分かっているながら子どもを幼稚園に預けることへの親の葛藤、遊びたい盛りの園児達を園庭で遊ばせることが出来ないことに対する園長の複雑な思い、この先放射能に被ばくしたことで病気にならないかという生涯払拭できないであろう健康影響に対する不安です。

こうした当事者の生の声は、書面などによって代替し得るものではありません。書面などの背景にある申立人らの思いを口頭審理において聞き、これに対して仲介委員が応答する中でこそ、那須地区において、どのような問題が発生し、申立人らがどのように考え、どのように対応してきたのかを、真に知ることが出来るものといえます。これは事実を認定し、法を解釈適用するうえで共通の認識のはずです。

第5回進行協議期日におけるやりとりの結果、最終的に田中仲介委員長は、審理を終結するものの、口頭審理の対象者及び口頭審理の必要性等を上申すれば再考する旨述べました。しかしながら、どのような点に再考の余地があると判断して上記進行を決めたのか説明を求めても、現時点では必要性ないと判断していると繰り返すのみでした。このような態度には、真実は、口頭審理を実施するつもりはないにもかかわらず、その場しのぎの対応をしたのではないかの疑念が払しょくできません。かかる姿勢自体、仲介委員らがいかに当事者と距離を空け続けているのかを物語るものというべきです。

4 7310名の申立人らは、本件事故当時、那須町、那須塩原市又は大田原市内に居住している中で本件事故の被害を受けました。中間指針追補等の対象地域となっていない三市町では、自らが受けた被害を口にする事すら容易ではありませんでした。申立人らは、センターの和解仲介手続に大きな期待を寄せ、本申立を行いました。

しかし、これまでの仲介委員らの態度は、このような申立人らの想いを裏切るものでした。書面審査のみに徹し、当事者の声を聞こうとしないのであれば、和解を仲介するという職責の放棄であるものと言わざるを得ません。

センターが発足してから5年以上が経過する中で、その存在意義が問われようとしています。そのような中で、センターに和解仲介手続きを担う仲介委員の真の役割を改めて見直して頂く必要があります。

今後、申立人らは、主張書面を追加するとともに口頭審理の実施を求めていく予定です。その際には、当事者の声に真摯に耳を傾けるとともに仲介委員の胸襟を開いた意見交換の場を設けてくださいますよう、本書をもって申し入れます。

以上